

コロナウイルスの影響でお困りの人へ

保険税・保険料などを減免

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税と介護保険料の納付が困難な人を対象に減免を行います。減免対象は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定

されているものです。減免を受けるには、申請が必要です。各種申請書類は、町ホームページからダウンロードできるほか、電話・郵送で請求できます。

なお、申請の際は、新型コロナウイルス感染症予防のため、原則郵送での受け付けとなります。

【保険税減免額の計算方法】

$$\text{減免額} = \text{税額} \times \frac{\text{減収見込みの事業収入等に係る前年所得の合計}}{\text{生計維持者及び被保険者の前年の所得合計}} \times \text{減免割合(A)}$$

減免額は、減少した収入額から昨年度の世帯の所得状況に下表の減免割合をかけて計算されます。
※下表の割合が減免されるわけではありません。

◆減免割合(A)の確認表

前年の世帯の合計所得金額	減免割合(A)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

国民健康保険税の減免

◎生計維持者の死亡など

▽対象 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人

▽減免額 全額

▽申請書類 申請書および死亡届、死亡診断書、医師の診断書などのいずれか

◎生計維持者の収入減少が見込まれる人など

▽対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて3割以上減少する見込みの人（事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円を超える人および前年の所得が1千万円以上の人を除く）

▽減免額 上記の【保険税減免額の計算方法】から算出（事業などの廃業や失業の場合は、上記確認表の300万円以下

の割合を適用）

▽申請書類 申請書および令和2年1月1日からの収入などのわかる資料（退職証明書、解雇通知書、事業廃業届、給与証明書、通帳、事業帳簿など）

※減免は、申請内容を審査した上で決定します。

◆申請先・問い合わせ 町税務課

町民税係（〒028-1392 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線111、112）へどうぞ。

介護保険料の減免

◎生計維持者の死亡など

▽対象 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人

▽減免割合 全額

▽申請書類 申請書および死亡届、死亡診断書、医師の診断書などのいずれか

◎生計維持者の収入減少が見込まれる人など

▽対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて3割以上減少する見込みの人（事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が



400万円を超える人を除く）

※事業収入などは、保険金、損害賠償などにより補われる金額は含まれません。

▽減免割合 減少する事業所得相当分の保険料の10分の8（事業などの廃業や失業の場合で、前年の合計所得金額が200万円以下の場合）

▽申請書類 申請書および令和2年1月1日からの収入などのわかる資料（退職証明書、解雇通知書、事業廃業届、給与証明書、通帳、事業帳簿など）

※減免は、申請内容を審査した上で決定します。

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課

介護保険係（〒028-1139 2山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線134、135）へどうぞ。